

東員町文化芸術基本条例（案）に対する意見の概要と町の考え方

「東員町文化芸術基本条例（案）」を制定するにあたり、東員町町民意見提出（パブリック・コメント）制度に関する要綱に基づき、条例案を公表しパブリック・コメントを実施しましたので、その結果と提出された意見に対する町の考え方を公表します。

また、ご提出いただいた意見等は、趣旨を損なわないよう要約しています。

■意見の募集期間：令和5年1月12日（木）～2月11日（土）

■意見提出者：1人

■意見の提出方法：意見書

■意見数：4項目

■意見の概要と町の考え方

条、見出し	意見の概要	意見に対する町の考え方
前文 11行目	「文化芸術は、 <u>心のつながり</u> を生み出し、 <u>相互に理解し尊重し合う</u> <u>土壌を提供し</u> 、 <u>多様性を受け入れて</u> 、さらに新たな価値観を創り出すエネルギーです。」としてはどうか。	条例制定に向けて、策定委員会を設置し、議論を重ねました。文化芸術の「つながり」については、心のつながりだけではなく、人と人や地域間、経済と文化など、様々なつながりを生み出すものと考え、すべてを含む形としています。また、「多様性を受け入れる」ことの意義として、多様性を受け入れることこそが、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供することであると整理しております。
第3条 第3号 (基本理念)	「(3) 地域に根付いて育まれてきた多様で特色ある文化芸術を保護し、研究し、継承するとともに、 <u>景観の保全及び</u> 、その歴史や風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図ること。」としてはどうか。	景観の保全につきましては、文化芸術の保護に含むものと整理し、基本施策の第11条第1項第7号に定め、取り組むこととしております。
第4条 第2項 (町の責務)	「2 町は、 <u>町民と連携して</u> 文化芸術に関する施策の推進のため、必要な体制の整備を講じます。」としてはどうか。	第4条では、第3条の基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、町の責務を定めています。ここでは、定義の第2条に定めてありますとおり、町民だけに限らず、学校、文化芸術団体、事業者、その他関係機関も含めたものとして整理しております。
第5条 (町民の役割)	「第5条 町民は、基本理念に基づき、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的に文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、相互に交流を深めながら助け合うものとし、 <u>将来の世代に継承するよう努めなければならない。</u> 」としてはどうか。	文化芸術には多種多様な様態が含まれており、町民すべてに対して次世代への継承を求めることは、文化芸術の振興を牽引する担い手の役割として整理しております。また、基本施策の第11条第1項第7号に定め、取り組むこととしております。